

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条中「行財政局長」を「文化市民局長」に改める。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(行財政局総務部総務課)